

平成28年度

# 消防・防災計画書

早川町立 早川北小学校

# 早川北小学校防火管理規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づいて早川北小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災・地震及びその他の災害の予防、人命の安全及び災害の防止をはかることを目的とする。

## 第2章 防火管理機構

### (防火対策委員会)

第2条 防火管理の万全を期するため、防火対策委員会を設ける。

第3条 防火対策委員会は、学校における防火管理の最高審議機関とし、学校長を委員長、教頭を副委員長に、全教職員をもって構成する。

第4条 防火対策委員会は、主に次のことについて審議する。

- (1) 消防計画の樹立と実施について
- (2) 防火に関する校内諸規定の制定について
- (3) 防火用施設等の改善強化について
- (4) 自衛消防組織の充実について
- (5) 消火・通報・避難等の訓練実施について
- (6) その他 目的達成に必要なこと

### (防火管理者)

第5条 常時の火災予防の徹底を図るため、防火管理者を置く。

第6条 防火管理者は、原則として教頭をもってこれにあて、消防計画の実施の一切の権限と責任を負う。

第7条 常時の防火管理組織の編成は別に定める。

### (自衛消防組織)

第8条 避難計画に関連し、教職員による自衛消防を組織する。編成は別に定める。

第9条 自衛消防は、児童の安全確保に支障のない限度において、初期消火や通報、重要物件の搬出にあたる。

### 第3章 火災予防

#### (点検・基準と改善)

第10条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検・基準は別に定める。

第11条 前条に基づき、改善に要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者を通し、校長に報告する。

第12条 点検結果は、その都度別に定める検査表及び点検簿に記入して保存する。

#### (火気使用と警報伝達)

第13条 ストープをはじめ、学校における火気使用等に関する規定は、別に定める。

第14条 学校内における警報伝達は、防火管理者の指示による。

第15条 火災予防に関する無人化についての諸機関と密接な連絡をとり、その実施の万全を期すること。

### 第4章

#### (避難計画)

第16条 避難計画は別に定める。

第17条 防火管理者は、全職員・全児童に対して避難訓練等、常時災害防止に努めなければならない。

### 第5章 諸機関との連絡

第18条 防火管理者は、常に消防機関と連絡をとり、適確な処置をする。

### 第6章 付則

第19条 この規定は平成22年4月1日より実施する。

## 防 災 体 制

防災体制については、早川北小学校を中心に防火管理業務についての必要事項を定め、火災震災その他の災害予防、人命の安全並びに災害防止をはかるべく取り組んでいく。

#### 防災組織の編成について

- 1 緊急事態に対応するため、防災対策委員会を置く。この委員会は、規定第2条に定める防火対策委員会をもってこれにあてる。
- 2 防災対策委員会は、委員長を学校長、副委員長を教頭とし、次のように各防災責任者を置く。

防  
災  
対  
策  
委  
員  
会  
  
委  
員  
長  
  
学  
校  
長

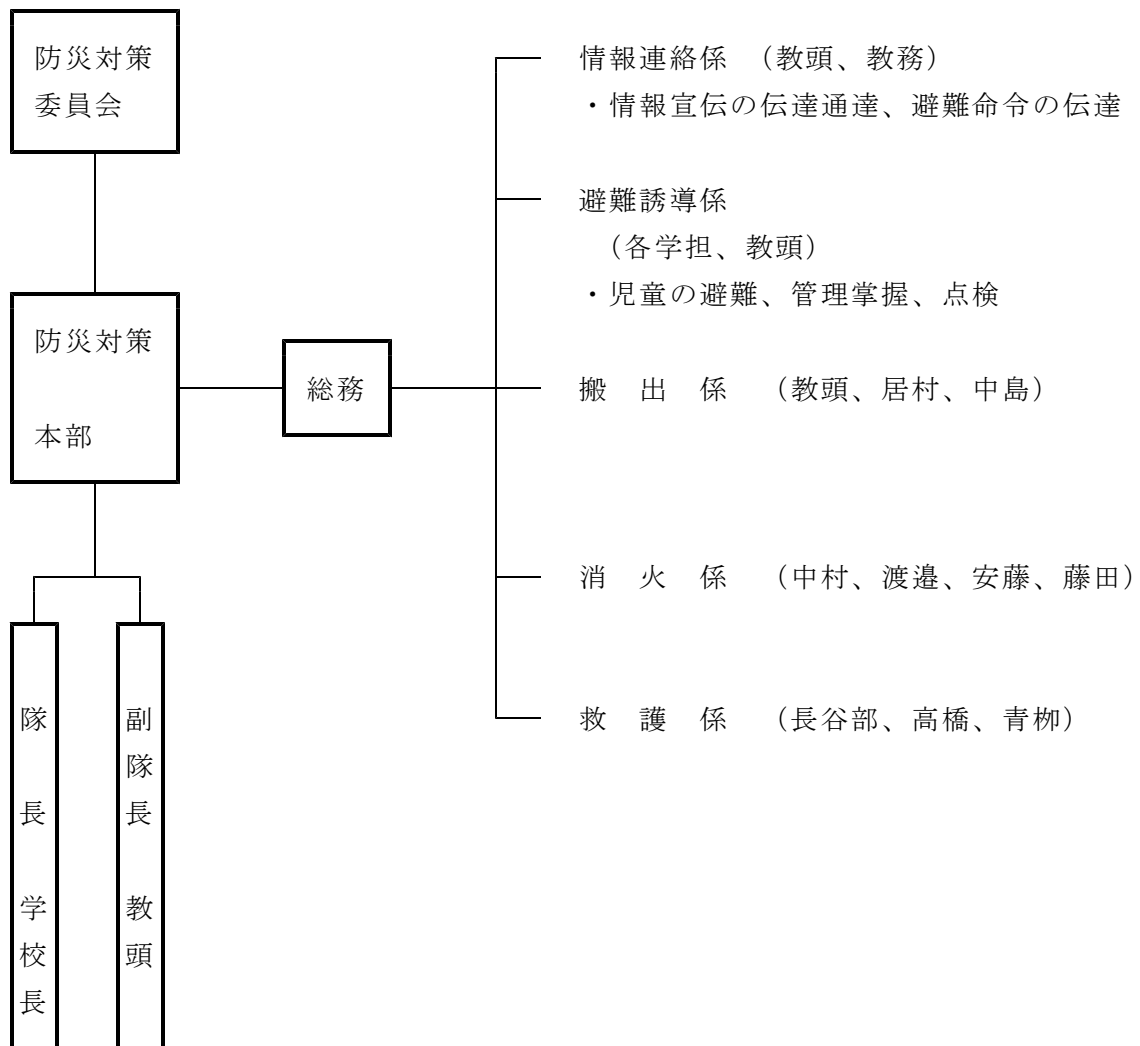
防  
災  
対  
策  
委  
員  
会  
  
副  
委  
員  
長  
  
・  
教  
頭

各  
防  
災  
責  
任  
者

職 員 室	望月 美彦
校 長 室	小林 玲子
放 送 室	安藤美由紀
教 材 室	望月美彦
保健室・トイレ	長谷部裕紀子
理科コーナー	中村 伸也
給湯室/用務員室	中島美紀子
図 書 室	青柳久美子
音 楽 室	藤田 紗矢
調 理 室	安藤美由紀
図工コーナー	高橋 由子
MM工房プレゼンテーションルーム	安藤美由紀
1年 教 室	藤田 紗矢
2年 教 室	高橋 由子
3年 教 室	渡邊 耕平
4年 教 室	青柳久美子
5年 教 室	中村 伸也
6年 教 室	安藤美由紀
ランチルーム	長谷部裕紀子
和 室	居村富貴子
職員更衣室	中島美紀子
児童更衣室	望月 美彦
体育館・器具庫	渡邊 耕平
校庭・倉庫・遊具	渡邊 耕平
プール・シャワー室	渡邊 耕平
わらべ小屋	居村富貴子
ボイラー・貯油槽	望月 美彦

自主防災組織は、規定第8条に定める自衛消防組織をあて、次の通りとする。

(自衛消防・防災組織)



## 警戒宣言及び地震に対する教育

### 1 教職員の研修

- (1) 地震に対する基礎的知識及び関係法令等に関する学習を、防災対策委員会において学習する。
- (2) 児童に対する指導内容、方法等の検討。
- (3) その他防災対策上実施しておくべき事項等について協議、対策を講じておく。

### 2 児童に対する指導

- (1) 地震防災から生命を守り、安全を確保するための非難の仕方、安全な行動・方法等実践的態度・能力を養う。
- (2) 安全指導計画を策定し、計画的・継続的に行う。

### 3 防災訓練

- (1) 規定第8条及び避難計画に定める計画に従って、訓練を実施する。

#### (訓練計画)

4月 防災計画の樹立と研修

4月 避難訓練(地震対策)

9月 避難訓練(警戒宣言)

11月 避難訓練(防火対策)

※ このほか学校の安全指導計画と関連して随時訓練を実施する。

- (2) 警戒発令時、町で行う防災訓練に参加する。

## 地震発生に対する応急対策

### 1 災害発生時の措置

- (1) 学校で児童を保護した場合、その安全確保に努める。
- (2) 児童の安全確保の後に、初期消火活動を行う。
- (3) 救護係を中心に、救護活動を行う。
- (4) 町災害対策本部から指示要請があった場合、可能な範囲内で応援活動を行う。
- (5) 隊長は、避難状況、児童の引渡し、被害状況について関係機関へ連絡する。

## 避難計画

### 1 目的

火災、地震、台風その他災害発生時において児童の安全を確保することを第一とし、合わせて施設、設備、重要物件の保全を期する。

### 2 留意点

- (1) 災害発生時においては、緊急の場合、その他の場合を問わず、まず児童の生命の安全を第一とする。

- (2) 状況を的確に判断し、重要物件の搬出、校舎の施設・設備の保全にできる限りの措置をとること。
- (3) 災害時には、すみやかに関係機関と十分な連絡をとり、避難の処置や初動活動に遺憾のないようにすること。
- (4) 平素の訓練を十分にし、災害時に状況即応の措置がとれるように配慮すること。

### 3 避難の種類

避難を分けて、緊急避難と普通避難とする。

- (1) 緊急避難・・・突発的災害の発生により児童を緊急に避難させ、その安全を守る必要のある場合。
- (2) 普通避難・・・(1) 以外の場合で、児童の安全を確保するとともに、初期消火や重要物件の搬出等ができる場合。

### 4 避難の方法

#### (1) 連絡

校内放送による。但し、停電の場合は口頭伝達

- (2) 緊急普通を問わず、原則として連絡とともに別記経路図により、第一避難場所に避難する。
- (3) 第二避難場所の設定は、そのときの状況判断による。
- (4) 避難後、状況判断に基づき、消火搬出等の活動を行う。ただし、初期消火等緊急の場合は特別措置による。
- (5) 避難は、各担任の誘導により、敏速に行う。
- (6) 避難場所に到着したらただちに人員点呼を行い、状況を説明するとともに次の指示を行う。
- (7) 災害時の下校に際しては、状況により集落担当教師が付き添う。

### 5 訓練計画

4月	防災計画の樹立と研修
4月	避難訓練（地震対策）
9月	避難訓練（警戒宣言）
11月	避難訓練（防火対策）

※ このほか学校行事、安全指導計画と関連して随時訓練を実施する。

# 警戒宣言発令時の措置

## 1. 警戒宣言等の受信責任者

(1) 警戒宣言等の受信責任者を次のように定める。

- ・受信責任者 校長 小林 玲子
  - ・受信代理者 教頭 望月 美彦
  - ・責任者は、宣言等を受信した時、受信簿に記録し速やかにその内容を伝達する。
- ※ 受信記録・・・発信人・受信人・発信時刻・警戒宣言の内容

2. 警戒宣言が発令された時は、授業または行事を中止し、第1避難場所（校庭西側）へ避難させ、対応措置を講ずる。

3. 上記の場合、交通自治班ごとに班を編制し、児童の保護者等への引き渡しを行い、あるいは帰宅方法や学校で保護等の措置を講ずる。

4. 授業終了後、翌日の授業開始までの間に警戒宣言が発令されたときは、翌日の授業・行事等は中止し、宣言等が解除されるまでは臨時休業とする。

5. その他、学校が対応すべき措置は、県教育委員会が示した指導指針に準ずる。

6. 警戒宣言が発令された時、防火管理者は次の設備を点検し安全な措置を取る。

- ・ガス設備
- ・石油等の設置器具
- ・電気設備
- ・消火用器具
- ・転倒落下のおそれのある物件

7. 防火管理者は救急用具（トランジスターラジオ・非常用照明器具・救急医薬品・飲料水など）について確認を行う。

8. スクールバス運行中において警戒宣言を受けた時は、運転手は学校に連絡して指示を受けるものとする。連絡が取れない場合や緊急の場合は運転手の判断に従う。



## \*地震予知情報が発令されたときの各種状況下の対応\*

### 1. 「数時間内に地震発生」の警戒宣言が発令された場合

#### (1) 正確な情報の把握と伝達

##### ①町教委と連絡を取る

教委 ⇒ 学校 ⇒ 学級 ⇒ 家庭（町内放送・緊急連絡メール）

##### ②テレビ・ラジオ等の放送を把握する。

##### ③町の災害対策本部、消防機関と連絡を取る。

#### (2) 的確な情報把握と決断・避難誘導

##### ①児童が登校の途中で発令を知った場合

サイレンによる警報や、広報車又はテレビ等によって知った場合や、保護者等の情報で知った時は、交通自治班の班長又は副班長の指示により、ただちに帰宅できるよう普段から指導しておく。また、バス車内の場合は、学校からの連絡を受けたバスの運転手の指示に従う。ただし、学校と連絡が取れない場合は、運転手の判断に従う。留守家庭の児童については緊急の時、近所・親類の保護が受けられるように家庭との連絡を密にしておく。

##### ②児童の在校中に発令された場合

###### a 授業中に発令された場合

- ・在校児童を防災頭巾を着用させ所定の場所に集合させる（校内放送による）
- ・教師は自分の学級の最後尾に立つ（先頭へ声をかけて）
- ・町内放送、メール、電話等により保護者または緊急時引き取り依頼先に連絡する。（放送網）
- ・児童に状況を説明し、保護者または緊急時引き取り依頼先が到着次第引き渡す。（状況に応じて保護者の判断の中で、学校で保護者とも避難している場合もあることを事前に確認しておく）
- ・遠距離通学児や留守家庭児童（引き取りにこない児童）については状況により残留させ、安全な場所に集め、責任者を定めて保護監督する。
- ・残留者の家庭には、できるだけ早く連絡を取る。また、残留することが考えられる児童の保護者とは、平素から連絡を密にしておくように
- ・残留を解除し、児童を帰宅させる時期は校長の指示による。
- ・職員は協力し、二次災害を防ぐ手だてを行う。（電気・ガス・薬品等）
- ・児童を帰宅させ、防災活動を行った後の職員の行動は、学校長が町警戒本部と連絡を取り、決定する。

###### b 校外指導中の場合

- ・現場が家に近い児童は、可能な限り帰宅させる。残った児童は、教師が引率して帰校し、在校中の児童と同様にする。

c. 休み時間に発令された場合

- ・休み時間に警報が発令された場合は、放送により全員第一避難をさせ、状況によって、下校等の対応をさせる。(状況に応じて在校中の児童と同様にする。)

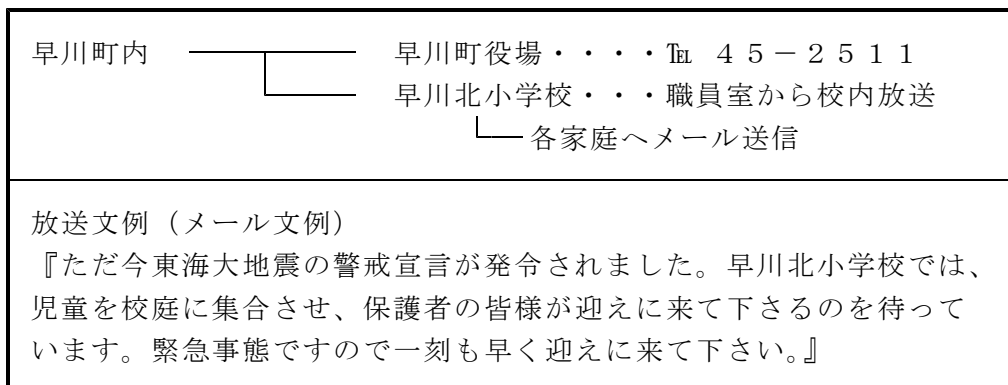
③下校中に発令された場合

- ・サイレンによる警報、町内放送による警報などを聞いた場合は、近くにいる大人から内容を正しく聞き取り、素早く帰宅するように普段から指導しておく。

2. 「数日以内に地震発生」の警戒宣言が発令された場合

- (1) 校長は、町警戒本部及び町教委との連絡を取り、正確な情報を把握する。
- (2) 校内では、緊急職員会議にはかり、地震に対する処置を討議し、校長の指示により行動する。
- (3) 原則として全児童を集合させ、交通自治班ごとに下校させる。その際集落担当は児童の下校に付き添う。
- (4) 保護者への対応は町内放送・保護者連絡メール、電話等をもって行い、帰宅後保護する人がいないことがないようにする。  
(留守家庭対策については、常に近所や親類との関係を育てるようにPTA集会、個別面談、文書等により機会あるごとに指導しておく)

※町内放送網



※避難訓練の一般的流れ

- (1) 警戒宣言受信
- (2) 第一次避難
- (3) 児童への指導（各学級）
- (4) 児童への指導（交通自治班ごと）
- (5) 人員確認・校長の話

職員集合

※児童の引き渡し（名簿への記入：各保護者への引き渡しを原則とする）

- ・各学級担任が対処し、教頭もしくは校長に連絡する。

※関係各機関への連絡（校長）

- ・児童の避難状況、保護者への引き渡し、被害状況について町教育委員会・町災害対策本部へ報告する

## 地震発生について(職員の対応)

### 出勤途中の場合

可能な限り出勤し、

- ・児童の安否確認 在校者の確認
- ・被害状況の把握

教師の役割を確認一校長、教頭、在住者（居村、中島、安藤、中村、渡邊、長谷部）

- ・避難誘導
- ・応急
- ・情報収集
- ・行政との対応

### 授業中、休み時間、放課後の場合

避難訓練のように対応

### 在宅の場合

- ・児童の安全確認 奈良田、中州———居村  
草塩、黒桂、白石、保——安藤、中村

校長・教頭の来校まで在住者が中心になり、情報収集をする。

居村、中島、安藤、中村、渡邊、長谷部